

会 議 録 目 次

平成 2 0 年 第 2 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 2 日 目 ）

平成 2 0 年 4 月 2 8 日 （ 月 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 議

日程第 1	請願第 1 号	窪町地区における建築制限解除を求める請願（建設産業委員会請願審査委員長報告）……………	3
日程第 2	第31号議案	特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 3	第32号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 0
日程第 4	第33号議案	海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について……………	2 5
追加日程第 1	福祉厚生委員会の所管事務調査結果報告の件……………		3 5
	（ 閉	会 ） ……………	3 7

平成20年第2回海田町議会臨時会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成20年4月24日 (木)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 4月28日 (月) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (15名)

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員 (1名)

11番 河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (15名)

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員（１名）

11番 河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
総 務 部 長		園 山 純
福 祉 保 健 部 長		内 田 和 彦
建 設 部 長		久 保 伸 一
総 務 課 長		植 野 敏 彦
住 民 課 長		飯 田 義 光
都 市 整 備 課 長		木 原 晴 彦
まちづくり事務所長		花 本 則 之

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
次 長	新 谷 隆 司
主 任 主 事	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1 請願第 1 号 窪町地区における建築制限解除を求める請願（建設産業委員会請願審査委員長報告）

日程第 2 第31号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 第32号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 第33号議案 海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

追加日程第 1 福祉厚生委員会の所管事務調査結果報告の件

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日も報道のため、テレビカメラ等の撮影を許可いたしておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第4に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第1、請願第1号、窪町地区における建築制限解除を求める請願についてを議題といたします。

この請願については、先の3月議会において建設産業委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。建設産業委員会委員長、崎本議員。

○建設産業委員会委員長（崎本）皆さん、おはようございます。建設産業委員長の崎本でございます。建設産業委員会の請願審査報告をいたします。本委員会は、平成20年3月7日付けで付託された案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第87条第1項の規定により報告いたします。付託案件は、請願第1号、窪町地区における建築制限解除を求める請願でございます。

審査経過でございますが、平成20年3月7日付けで付託された請願について、4月2日に委員会を開催し、付託案件について紹介議員の説明を求め、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

審査の概要について申し上げます。本請願の要旨は、海田市駅南口地区土地区画整理事業によって海田町窪町地区にかけられている建築行為等の制限を解除することを求めるものでございます。しかし、これは、土地区画整理法の規定に基づく建築行為等の制限であり、この解除については、本町及び本町議会の権限に属しない事項であります。したがって、現時点では請願の願意の実現は不可能であり、不採択とするほかないものと委員全員の意見が一致しました。

続きまして、審査の結果でございますが、以上のことから、窪町地区における建築制限の解除を求める請願については、全会一致で不採択するものと決定いたしました。

以上で建設産業委員会の請願審査報告を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより、委員長の報告に対する質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。続いて、討論を行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択すべきであるというものです。まず、請願採択に賛成の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。続いて、反対討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 反対討論もなしと認めます。討論を終結いたします。これより、請願第1号について採決を行います。この採決は起立により行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択すべきであるというものです。お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原田) 起立少数と認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第2、第31号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。第31号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。前副町長の事件につきましては、3月21日に懲役2年6カ月、執行猶予4年の有罪判決が下されました。町政運営の責任者として、町民の皆様の信用を失墜していますことに対し、深くおわびを申し上げます。また、改めて任命責任の重さを痛感し、みずからを厳しく律するとともに、町民の皆様の一刻も早い信頼回復に全力を傾注する所存でございます。

このようなことから、私自身、道義的責任を明らかにするため、平成20年5月1日から同年7月31日までの給料を、3月定例議会で議決いただきました5%の減額に35%を加え、合計40%を減額するため、条例を改正するものでございます。今後、職員の倫理の向上を図るとともに、内部通報制度の確立、情報管理の徹底などを行い、再発防止に努めてまいります。このたびはまことに申し訳ございません。

○議長(原田) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。今上程されました議案、条例改正案は、実質ペナルティーとして35%、3カ月減額するというものでございます。これには経緯がございまして、裁判の判決が出るまでに一度上程をされております。そのときの内容は、30%、3カ月でございます。そういたしますと、未遂で初犯であり、求刑どおりの2年6カ月、執行猶予4年という重たい判決を加味されて5%を付加したと。これは、あまりにも任命責任の重たさを感じていらっしゃるんじゃないとしか私には判断できないんです。

なぜ私ども、任命責任が重たいかといいますと、何度も本会議場で申しておりますように、平成17年8月に助役として人事案件を同意されたときに8対6で否決をされました。その後、1年数カ月、町長付理事として雇われ、内容的には、町長付理事では職務権限は与えられないのにもかかわらず、職務権限を与えたと同じような任務をなされておりました。次に、平成18年にもう1度上程をされたときには反対で可決をされ、助役として同意をされたわけですが、私が思いますのは、もう1度言いますが、判決が出ないときに30%、3カ月ではまだ軽いのではないかと、議員は過半数が否決をいたしました。これは大変重たいです。今回、重たい判決が出た結果、35%。今回、合わせて40%とおっしゃいますけども、この町長みずからが5%をカットするという理由は、今どこの自治体も財源不足ですので、行政改革の一環として特別職の職員等の給与月額を減額する。全然趣旨が違います。合わせて40%という判断は私にはできないんです。ですから、この判決の重たさは、町長は報酬の5%に該当すると思われたから出されたんだと思いますけど、それに間違いはございませんでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに、その事件があつてすぐ、30%の減給という提案をさせていただきました。過去の他の市町村等のいろんな判例等を見まして、私の判断によって、今回そういうふうにさせていただいたのに間違いありません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）では、再質疑をさせていただきますが、町長はこの山本さんを、助役に選任の同意の提案でございますが、2回とも「行政手腕は町長の補佐役として重責を十分担う人材であると判断し、同意をお願いするものでございます」とあります。経歴を見させていただきますと、平成9年から高齢福祉課長をなされております。今回の公判におきまして前副町長は、受給者証の、不正に銀行口座を開かれたことを公判において、

「以前から使用済みの受給者証で他人名義の口座が開設できるかどうか興味もあったのでやってみた」。本来であれば、平成9年の自分が高齢福祉課長の時代に、即亡くなられた方の受給者証が返ってきたときにはみずからの判断で、そのときから破棄すべき管理者であったと思うんです。そしたら、提案をされておりました行政手腕が有能で見識も豊か、経験も豊かということは崩れ去るのではないのでしょうか。町長、この公判を聞かれてどのように判断をなされたのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに、今回の判決の問題も含めて、公判のいろんな裁判の結果も聞いております。しかしながら、私は何回もいろんなところで申し上げておりますように、私はその当時、いろんな過去の経験から、十分に助役としての選任に同意をしていただく価値があると判断をさせてもらったものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。前回、3月議会の中で、副町長時代の退職金は払わない。ただし、退職手当組合が一般職時に支払った退職金を判決を見て返却請求をすることも判断の1つだという答弁をされておりますが、それはどうなりますか。これが1点。

2つ目には、刑事事件で、今2件、恐喝の類を挙げられて、これが判決の中に出てきたわけですね。それは、平成16年と19年度の2つに、職員の採用について恐喝をしたということですね。それ以外に、私が考えるのに、公務員法として、町長は公務員のあるまじき行為だという、この「あるまじき」ですね。もちろん、その前提は刑事事件の刑事訴訟法にある恐喝の問題が出てきますが、いわゆる守秘義務違反であるとか、町政全体の信用失墜、それから職務専念の不履行、また、職権の権限の乱用、これらが私は該当するのではないかというふうに思うんですが、この点についてはどのように判断をされておりますか。お尋ねします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）退職金につきましては、退職手当組合の方で、平成17年2月の職員時代に行った前副町長の行為は、それ自体では禁錮刑以上の刑に相当しないものと判断されまして、退職金の返還は求めないと決定されておられます。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の起訴され処分を受けました2件以外の地公法違反であるとか、その他の罪につきましては、裁判におきましては今の2件の方が大きいという。それで、

ほかのものについては、この中に全部含まれるということで、全体として量刑が決まったというふうに聞いております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）いや、それは司法が判断する問題でしょう。私が言ってるのは、海田町そのものが公務員法違反の、ここの分のこの部分だと。あるいは、組織上いろんな不備もあったけども、この部分で公務員法に違反しておるんじゃないかという問題ですね。真相究明をしながら、再発防止というのを私は重点に置いておるんですが、公務員法の中で、今言うこの副町長のとった態度、それを行政としてどう判断をするか。これをもう一遍答えてください。

それからもう一つ。私、いろいろ考えるのに、海田町の職員、二百数十名おられますし、また、パートであるとか臨時採用の人、多くおられますが、私は町民サービスするのに一番の方法は、やっぱり職場の環境を整えてやらないかんというように、非常に痛切に感じるわけですね。

私の例を言いますと、私、28歳で議員になった。会社に勤めておったんですね。思想差別で私、15年泣かされました。これはひどいものでした。牛乳をかけられたり、頭からみそ汁をかけられたりね。工場長は、防火用水に入っておくと、業務命令だと。夏の暑い炎天下の中で3日間草取りをやらされて、ここをやけどしたことがありますけれども、こういう職場を私はしのいできたんですね。15年の間に旅行も、あるいは運動も全部誘ってくれませんでした。しかし、私は、この職場で民主主義と自由を勝ち取るのが私の責務だということで、15年闘って、そしたら社長と専務が、私の子が亡くなってもだれも来ない、親が亡くなってもだれも来なかったですから、虫けら同然に扱われたということで、そのことを話した。社長は話を聞いて帰ったけども、専務は、これがまたびっくりするほど、非常に私にとってはすばらしいことを言われた。こういうことを職場に置いたら、会社も町も発展しない。それから15年過ぎたら、手のひらを返したようにして私を大事にしてくれました。私が予算委員会で涙ぐんだのは、こういう悪劣な職場の中で町民サービスが行き届かない。私は経験上、なった人でなかったらわからないこの心境を、被害を受けた彼女がそういう立場に置かれて、何で救ってやれなかったかというのが私の本当の姿であったんです。あのときに、私、35年議員をやらせてもらったけども、かばってやれなかったこと、これを非常に残念に思います。

私、町長にお尋ねしますが、1件は先ほどの、言いましたね、公務員法、行政として

どう思うか。2つ目に、今言う、今置かれている職員の職場の環境を整えること。これが、働きやすい職場でなかったら住民サービスにつながらない、このように私は思うんですが、この改善についてどのように思われるか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）先ほどの事件以外の地方公務員法云々のことでございます。これは、もちろん手紙を送りつけたであるとか、医療証を利用してそういう行為をしたと、これは公務員という地位においてなされたことでございます。もちろん重大なことでございます。これをとらえまして、そのことも含めて、今回の事件も含めていろいろ判断をし、これからの海田町をつくっていく組織づくりをするということでございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先の全員協議会の中でも説明をさせていただきましたように、本人に対しては、あらゆる手段を尽くして、私なりの最大限の力を尽くして説得もし、またいろいろと、家庭の方にも行っていろんなことをさせていただいたことも報告をさせていただきます。しかしながら、本人はまだ若いのでございますので、前途がある人に対しましてどうあるべきか、私としたら、最大限のいろんな説得なり話はさせていただいたんですが、結果的にそういうことになったというふうに判断をしております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それはそれとして、努力されたのは今の話でわかりますけれども、今残された職員、今働いている職員ですね、これが職員同士のいがみ合いであるとか、あるいはセクハラであるとかパワハラであるとか、こういう環境があったなら、この事件を契機に改善をしていく、そのことが働きやすい職場で町民サービスにつながる、信頼の回復につながるというように私は思うんですよ。それをどのように感じておられますか。お尋ねをします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先般の協議会の中でも話をしましたように、改めて町民の信頼の回復のために、あらゆる角度から研修とか、とにかく今おっしゃるような職場の安全、そして明るさというのを取り戻さないけんということを含めて、徹底的に今後とも一緒に検証をやっていきたいと思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、町長、先ほど来幾つか、何か私に言わせれば言い訳、

弁解されておりますよね。あなたは、言葉では町民に対して申し訳ない、おわびしますと、非常に耳ざわりのいい言葉を使うておられますが、中身は全然ないんですね。口先だけなんですね。そういうことで、先ほど来の説明も、今回の副町長の任命責任をとって、35%上乘せの3カ月間給料カットと、こういうことなんですね。

私は、前回3月の一般質問でも言うております。いろんな町民の声がありますよと。あなたの任期中全額カット、あるいは50%、1年間カット、30%、1年間カット、いろいろあるからということで、今出てきた答えが40%、5%は別ですけども、40%を3カ月カットだと。まず、私はここで1つ問題になるのは、3カ月、俗に言う「のど元過ぎれば」というような言葉もあるわけですよ。75日過ぎればうわさがなくなるという話もあって、わずかな期間で物事を逃れていこう、こういう意図がうかがわれる。そこで、何が言いたいのかというのは、まず3カ月が短い。仮にこれを20%にしたとしても1年間。いつまでもそれを忘れない、その責任を感じるという意味で、この期間は短いと考えます。率は言わない。無理に40%でなくてもいい、20%でもいい、でも1年間やろう。10%でもいいよ、2年間やろう。私は、本当にその痛みを、この責任を感じるというのはそこにあると思うんですが、その考えはどうなのかというのがまず1つ目。

そして、今あくまでも任命責任だと、こういうことなのですが、ほかには何にもないのか。例えば、不明瞭なこととかどうかということについてはないのかどうか、こういうことですね。そこで、先ほど来のお答えにも出ておりますが、今になってまだ、あの副町長は必要な人物であったと。これが、あなた、反省しておられんと思うね。それは、直接の実刑というか禁錮刑はないにしても、4年たったときにはそれは結論的には何もなかったことかもわかりません、執行猶予ですから。とはいえ、こういうことで町民にこれだけ、新聞、テレビ、今日もそういうことで撮影隊がようけ来ておられますが、これは大きな恥なんです。そこらの責任、町民がよそに行ったときに、「おい、海田はどうなってるんだ」と、これに対する責任はどうなってるのか、そういうことなんです。ほかにやましいことはないのか。町民に対するおわび、その言葉が、わずかこの3カ月ですべてを解決したと考えるのかどうか、こういうことなんですね。それと、今言いました、今になっても必要な人物であったというのはどういうことか、これの説明が2点。

それと、今また出ましたけども、職員を守ってやれなかった、これも3月の一般質問で言うてるんですね。出向、職員交流、何らかの手を打つ方法はないか。1人の人間、一生涯をだめにしてしまうかもしれない。何とかして救ってやれないかといったら、「そ

のようにやります」と、こう言うところなんです。ところが、結果はどうなんですか。あなた自体は直接本人のところにも行ってない。海田アレルギーがあるとか何とか。だから、これは嘘つき町長以外の何物でもないんですよ。あなた、この嘘つきはどうなんですか。私が、過去何回も言うております。行政を私物化しておる。嘘いっぱい、嘘つき以外の何物でもないんです。こういうところにもあらわれておるんです。どうなんですか。これについての説明。

それから、今そういうことで、幾つか言うてきましたが、その中に、あくまでも任命責任という冒頭の提案説明です。この優秀な職員がやめていった、1人の人間をだめにした、これの責任は入っていないのか、40%の中に。そういうことになると、さらに私から、今言いましたように、20%でもいいですよ、1年やるべきですよ。10%でもいいですよ、2年やるべきですよ。痛みを忘れたらだめなんです。のど元過ぎれば熱さも忘れる、75日過ぎればうわさもなくなる、こんな甘い考えでその場を逃れようとしとるんです、あなたの考えは。私にはそのようにしか聞こえないんです。幾らいいことを言われたとしても、真に町民に申し訳ないことをした、その責任はどこにもない。今、幾つか言いましたが、4つ、5つぐらい言いましたかね、それについてのお答えを願いたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前副町長の問題でございますが、私が任命責任の問題で、当時として、今現在になってはこういう結果になったわけです。当時として任命をお願いするときには、全然そういうことも毛頭考えておりませんし、予想もしていなかったことが起きたことは申し訳ないことと言うて、再三おわびをしておるわけでございます。

また、職員の退職問題につきましても、何回かこのことも前田議員からご指摘を受けましたが、私は誠心誠意、真剣に取り組んでいる姿勢は、皆さんにわかっていただかず、まことに残念でございます。しかしながら、その人に対してもまだ将来があるし、またいろんな形で、その人がどうしても海田町アレルギー的なものがあるものですから、いろんな方法で説得してもできなかったことに本当に申し訳ないということでございます。

そして、のど元過ぎれば熱さを忘れるというご指摘がありますが、決してそんなことで町政を任せるとするわけではございませんので、これは、天地天命にかけても町民に、その件については十分信頼回復に努める使命を持って頑張っていきたい、こう思っております。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）そういうことで、事はわかるんですが、先ほど来言いました 4 点、5 点ほどのもの、総務部長、メモをしとるのかどうかかわらんけども、4 点か 5 点まとめて言うたでしょう。任命責任のみなのか、ほかのことについて何もなかったのか、この時点になってまだ優秀な人物であったと、どこでそういう言葉が使えるのか。それから、今言ったそういう職員のどうにかしますと言うて、これは結果的に、当時の保健センター所長に直接対応させただけで、あなた自体は海田アレルギーとか町長アレルギーで会っていないと、1 度も行っていないと、周りの人がみんなそういうことを言うとするじゃないですか。そういう嘘つきについてはどうなのかと。その何点か、順番を追うてなぜ答弁できないのか、おかしい話だ。答弁が返っていないんだよ、全く。

それから、先ほど来の 5 点ほどのことについて、改めてもう一つ増やしますが、いわゆる 2 年 6 カ月の刑は窃盗と恐喝の未遂であるということですが、いわゆる公文書、受給者証を勝手に持ち出した、これも何回か言うておりますが、一般質問でも言うたと思うんですが、窃盗という罪になるんですよ。要するに、町の財産が、必要はないとしたとしても、そういう公文書を持って出たということは重大な窃盗です。なぜ告訴しないんだと言うたら、当時はまだ司法の手にあってどうとかで、今は答弁する段階にないというようなことですが、それはないにしても、あなたの処分の中身には当然そういう文書管理、これが追加ですよ、さっきの 5 点ほどの中にね。こういう窃盗云々ということが行われる文書管理、こういうことに対しての責任というか、そういうところが含まれていないと。だから、先ほど来言うとするんですよ。何も 40%、3 カ月がどうとか言うてない、10%でいいんですよと。2 年間やりなさい。責任が、忘れるようなことでその場を逃れようとされとるだけのことなんだよ。口では、町民の皆さんに申し訳ない。それで洗われたことにならない。だから、10%でも 2 年やると、「これは町長は相当な覚悟で、これは立派だ」、私はこういうふうに思います。50%にするから 1 カ月にします、そんなものは反省にならない。

2 つ目の追加。近隣の市町村とか他の市町の何とかを参考にしたと、こういう答弁も先ほど来返っとするんですよ。何も、よそのことを言うてどうこうせえとかしてくれとか言うとするんじゃないんですよ。本町のことなんです。あなたのことなんです。あなた自身が考えるので、よそのことを考えんでいい。今言うたことで、全部で 7 点ぐらいになったんじゃないかと思うんですが、順序を追うて答弁をしてもらいたい。飛び飛びの、何か知らんが、まとめたようなことで、束ねたようないいかげんな答弁じゃ困る。1 つ

1 つびちっとやってください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員は、何回も私の方の姿勢がもう全然いけないというふうな、結論的になると思うんですが、私としたら、委員会等を含めて、いろんな形で、この件について何回も答弁をさせていただいております。その中で、私自身の罰の減給の問題も含めて、あらゆるいろんなことを判断をしながらさせてもらっておりますし、また、今ご指摘のような、長ければいいというものでもございませんし、私としたら、こういう問題は早くすっきり皆さんにわかっていただいて、改めて町民の信頼回復に努めるのが責務じゃないかというふうに思っております。痛みを感じるその責任については、各職員に対しましてもあらゆる場を通じて、職員の研修等を含めてやっておるわけでございます。

町民に対する責任はどうなっているかということでございますが、これは、何回も広報等を通じたり、私があるところによっては、ほとんどの町のいろんな各種会議等においても私の考え方を話させていただいておるのが現状でございます。

任命責任の問題でございますが、私は当時、皆さん方をお願いしたときの提案をしたときには、そういう言葉でかけらもなかったというふうに何回も答弁をさせていただいております。

それから、先ほども申しましたように、職員に対しても徹頭徹尾、一生懸命に本人に対しても話をさせていただきまして、何回か、いろんな条件を出して説得をしたのですが、これもやむを得ずどうしようもないことで、申し訳ないことでございます。

司法の裁判におきまして2年6カ月の刑が決まったわけでございますが、これはいろいろ裁判所の判断でございますので、我々がそこへ踏み込むことはできないと、こういうふうに考えております。

窃盗のことにつきましては、裁判の方の焦点にはなっていないのが現状でございます。

文書管理につきましても、先般も委員会の方で話しましたように、徹底してやらせていただくというふうにしております。

以上でございます。

○議長（原田）町長、近隣のことの参考とかという質疑をされておるんですが。もう1度お願いします。町長。

○町長（山岡）近隣の、あらゆる事件等につきましても、いろんな精査をして調べた結果、

いろいろ参考意見としてそれを取り入れながら今回の判断をさせていただきました。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何か言うても、どうか知らんが、のれんの何か知らんが、柳の……、私にはわからんけども、いかにその場を逃れてどうしようかと、その言葉がまとめて出たのが「早くすっきりしたいよ」と。お前ら、そこらで騒ぎよれ、わしには感じてないんだと、全くこういう答弁なんですよ、今でも。だから、順を追ってしゃっとメモをとってやってくださいよと。答弁を1つずつやってくださいと言っても、何のことやらよくわからん、こっちの言うところの意味がわからん、聞き取っていない。何か知らんが、そうして職員教育をやられて、どうやらしてやります。職員じゃないんですよ。あなたを教育せないかんのじゃないですか。あなたがやったんじゃないですか。職員教育をして逃れようなんて、責任逃れの何物でもない、こういうことを先ほどから何回も同じことを言うておる。まともな答弁をされたい。

それで、最後にもう1回言いますが、その40%、もうまとめてほかのことはいい。もうあなたの反省の色とか、そういうことが早くすっきりして、とにかく早くどうやって逃げようかと、そこだけだから。だから、何も40%だからというんじゃないけども、本当にその痛みを感じるのであれば、先ほど来言うております1年間、2年間。ですから、最悪30%を1年間、これぐらいの処分を御みずから下されれば町民も納得するであろう。これは私もはっきり言います。それぐらいの声が随分あります。だから今、本当のことを重ねて言うんですが、町民からの大方の声はそれぐらい。だから私は、10%でもいいですよ、1年やりなさい、2年やりなさい。とにかく3カ月ぐらいで逃げようとするのが。だからここでは2つ、30%を1年間、どうなのか。早くすっきり逃げよう、そんな甘い考えではだめだと。職員教育がどうか云々言われておるから、教育を受けるのはあなたではないのかというのを、これで終わりますが、この2つ、しっかり、すっきり答えてください。うやむやで、何やら2年6カ月がどうや、何やったかの窃盗は、それはもう聞いてないんだよ、こっちの話は全然あなた。お前ら勝手にほえよれや、これだけなんです。責任を感じるなら、そんないいかげんな答弁ができるはずがないんです。しっかりやってもらいたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は、決していいかげんな答弁をしたつもりはございませんし、今回の事件を含めて真剣に取り組んで、町民の信頼の回復のために頑張っておる決意でございます。

すので、よろしくお願いします。

(発言する者あり)

○議長（原田）町長、今の質疑に対して、若干提案になりましたけど、その気はあるのかないのか、それを明確にしてください。町長。

○町長（山岡）私は、今の提案をお願いしたい。それ1本でございます。

(発言する者あり)

○議長（原田）もう答弁はないですね。もうよろしいですね。答弁はないそうです。

(発言する者あり)

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は簡単に言います。町長は先ほどから2回も質問がありますが、任命責任についてですよね。2回も任命されたときは、町長は私に町政に必要な人間であると言われましたが、そのあなたが任命された副町長のおかげで大変な人間の人材を失われましたよ、私はね。一生かかって、職場へ希望を持って働きに来られた人が情けない気持ちでやめられる、そういう気持ちは町長はどのように感じられるのか。先ほどの答弁の中で、人間的に全然人情というものがわいてこんのですよ。私が任命したときにはそういう人物じゃなかったと。それは町長の調査不足じゃないんですか。その人間に対しての信頼性、そのおかげで1人の人物が情けない目に遭うとるんですよ。それを、海田町の約3万人の頭としてどのように思っておられるか、それが心に伝わってこんのですよ。人の責任じゃ、人ごとじゃ言うて。今から一生懸命するわ、その一生懸命の気持ちが伝わってこんのやから、皆さん、いろいろな質問・質疑があると思うんですよ。もっと人間というものは情があります。やっぱり、一生をふいにした職員が出てきたんですよ。それを踏まえてもうちょっと、私は、私はではなしに、私が思うちょる、私が思うちょるんじゃないんですよ。皆さんの心情を感じて、それが伝わってくるような答弁をちょっとでもやったらいいんじゃないんですか。今からも出ますが、皆、人の意見を聞いて身の振り方を考えていったら、わしはそれが伝わってくるような答弁をされたらいいんじゃないかと思いつつ、その点についてはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は、徹頭逃げるつもりもございませんし、本当に真剣にこの問題についても、相手の方とも折衝もして、いろんなことが出てきます。じゃ、何で形で出るかということ、今ご指摘のように見えんじゃないかということなんですが、この形とか愛

情とか誠意とかというのはなかなか形で見えにくいものでございまして、そのためにも誠心誠意努力をして、現在も皆さん方のいろんな意見を聞きながら、これを説得してやったんですが、結果的にはそうなったというふうなことでございますので、本当に申し訳ないつもりでいっぱいでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、その今の答弁が人ごとみたいに聞こえるんですよ。だから、そうじゃなしに、町長みずからが、自分が任命責任を、任命したときにもうちょっと調査をしてやればこういうことがなかった、私の不徳のいたすところだと、そういう考えは、私やったら町民の皆さんに言いますよ。私やったらね。自分の勉強不足、自分の不徳。だから、自分が思うとおりにやったらええというわけじゃないでしょうが。皆さんの意見も聞いて、私はずっとそれを言うんじゃないですか。皆さんの意見を聞いて、皆さんがどういうふうな意見を持っておられるか。それを踏まえてあなたが実行されるのが、わたしは今の町長のお役目だと思いますが。くどくど言うてもしょうがないんですが、今後そういう気があるかないか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は、町長に就任以来、そういう町民のためのいろんな形を、耳を傾けるために、今日まで各企業とか各団体とかいろんな形で、ぶらり訪問等を含めて、タウンミーティングとかいろんな形で接触をしながら、いろんな町民の意見を聞きながら今日までやらせていただいておりますので、そういうことに対して、十分に皆さん方に説得をさせていただいたり、また、意見を述べていただいたことを真摯に受けとめて今日までやらせていただいております。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。先ほど来出ておりますように、保健師の方がということで出ております。それもあれなんですけれども、さらに今年、5名が新卒で町に入っているということで、その5人の方の、非常に裁判とか公判に呼び出されて、それから取調べも遭っと思うんで、心痛んでおるということで、また、この5人の中から退職するということも、悩んで考えられますので、4月から入って約1カ月なんですけども、新しい入社というか入庁の方々、諸君への心のケアとか、そういうのは触れていないと思うんですけども、その辺は、どのように今現在心配りをしておりますか。その辺を伺います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）6人の方が今年新しく役所の方へ入っていただきました。そのときに、最初に来ていただいたとき、私が今回の事件について最初におわびをさせていただきました。それ以来、いろんな形で、各課、各担当において、今回の事件を踏まえていろんな研修をさせていただいておりますので、その点については十分配慮をお願いしております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）2つ目は、ここに議案として道義的ということが出ておるんですけども、特に事件、文書を送っているのが、助役室で直接被告の方が打っているわけですね。町長室と目の前ということで、私は特に監督責任ですね、副町長室で出す、悪いことをするのを、作業をしているのに、目の前の部屋同士で役場の中でやって送っていると、その辺の監督責任は、目の前の部屋同士でどのようにお考えですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の経緯でございますけれども、職場の中でそういう文書を作成したということは、当方、認識をしております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それと、やはり町民の人にもたくさん会うわけですね。やはり、町民の方々の怒りは、この庁舎の自由意見の中にもたくさん出てるんですね。これは、庁舎の意見のあれですけども、副町長事件はこれっきりにしてほしい。二度とやってはいけない。この庁舎の自由意見の中にもたくさん出ているということで、それで、記事とか資料とかということで、平気で株取引に出したり、それから病気のことも途中で出てきておるわけなので、そういった、適任だったのかどうかということを、何でこの人という、やっぱり町内を歩いたりして多いわけなんで、その辺の人選の面で、もう1度それでよかったとお考えなのかどうか、それを伺っておきます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私が何回も答弁しておりますのが、当時任命するときの人格といいますか、仕事ぶりからして判断をさせてもらうわけでございますので、結果的にこういうことが起きたことについては非常に遺憾と、そういうふうに思っております。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。まず、反対討論を許します。前田議員。

○13番（前田）31号議案について、反対の討論を行います。今、町長からありましたように、任命責任のみだということで、言葉では町民の皆さんに申し訳ないとか言っておられますが、幾つかの質疑の中であります答弁がそれほど親切みといいますか、真に反省の色が見えない、こういうような気がします。その質疑の中にもありました1人の優秀な職員が退職しておる、この部分を含まれていない。私も質疑の中で言うておりますが、窃盗事件、文書管理の責任の甘さ、いわゆる受給者証の管理というか処分、こういうものの文書管理が十分なされていない。

そして、幾らかまだほかにも言うておりますが、単に周囲の市町のものを参考にした。御みずからの責任はないがしろに、どうして持っていこうか、そういうことに終始しますので、先ほど来言うております、もっと痛みを感じる処分をする必要があります。

ということで、今回の処分は甘いということで反対の討論といたします。議員各位の賛同をお願いして、31号議案に対しての討論を終わります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。第31号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。

結論から先に発言をいたします。前回に続いて、みずからの処分の提案は、前副町長の事件にかかわるみずからの道義的責任を明らかにするため、みずからの給料を減額するとされております。100分の40、実質は35ですけれども、過去の自治体の例では非常に重いと思います。町長は、公務員としてあってはならない、あるまじき行為でまことに申し訳ないと、再三再四陳謝をされております。私は、この問題をいつまでも延ばすことなく、また町民サービスに支障がないように、早く決着をつければなりません。そのためには、ぜひ賛成をしていただきますよう最初をお願いを申し上げます。

この事件は、職員採用試験において、選考委員会委員長として、総務部長時代と助役、副町長という特別職の立場を利用し、平成16年度の専門職職員採用試験にかかわる恐喝未遂事件、平成19年度の一般職職員採用試験にかかわる恐喝未遂事件であります。また、この事件を通じて、海田町政はもちろんのこと、公務員全体に対して信頼を傷つけたことは、議会も承認をした経過もあり、ざんきにたえません。これを契機に、町長をはじめ執行部も議会も襟を正し、公務員の真髓である地方自治体の本旨に基づき、住民の安

全・健康・福祉の増進、そして町民の暮らしを守る、このことを最優先をし、町民サービスをさらに向上させる、そして信頼を勝ち取ることをしなければなりません。また、公務員は、言うまでもなく公務を民主的かつ能率的に運営すべく責務を深く自覚をし、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行するという憲法にある公務員の基本を自覚させると同時に、議会は執行機関に対し、議会の議決に基づく執行と適正な行政が行われるかどうかを常に牽制・批判・監視する権能をもって対応しなければなりません。

これまでの改善検討委員会は、必ずしも完璧ではありません。今後さらに再発防止の徹底を含め、他の分野にも目を配り、再発防止のために努力をすべきであります。あわせて職員の働く環境を整え、最善の適材適所も条件の1つであります。職員がセクハラやパワハラに遭ったり、職場のトラブルがいつまでも長引くようでは、住民サービスは低下をするばかりであります。今回の事件を契機に、目配り・気配りで快適な職場をつくるのが、職員の能力を最大限に引き出すことが住民サービスにつながることを思っております。住民サービスに支障がないように、早く決着をつけるためにも、また、職員も議員も含めた新たな気持ちに切りかえるためにも賛成していただきますようお願いを申し上げます。議会も、今回の事件を教訓に、倫理条例を含む議会の基本条例をつくり、町民の皆さんの信頼を勝ち取ることを強調し、討論を終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第31号議案について採決を行います。この採決は起立により行います。お諮りいたします。

第31号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）ただいまの採決については、起立者の認定が困難でございます。したがって、会議規則第76条第2項の規定によって、本件については記名投票で採決をいたします。これより、第31号議案についてを採決いたします。この採決については記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）

○議長（原田）ただいまの出席議員数は14人です。投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。第31号議案について、原案に賛成の方は賛成と、原案に反対の方は反対と、自己の氏名とあわせて記載してください。なお、記名のないものは無効

となります。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、原案に反対として取り扱います。

(投票用紙の配付)

○議長（原田）投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（原田）異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（飯森）1番桑原議員、2番久留島議員、3番三宅議員、4番岡田議員、5番西田議員、6番渡辺議員、7番桑原議員、8番多田議員、9番西山議員、10番宮坂議員、12番崎本議員、13番前田議員、14番住吉議員、15番佐中議員。

○議長（原田）投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）投票を終わります。これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番、西田議員、6番、渡辺議員を指名いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（原田）投票の結果を報告いたします。投票総数14票。有効投票14票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、賛成7票、賛成者は1番桑原公治議員、2番久留島議員、4番岡田議員、8番多田議員、10番宮坂議員、14番住吉議員、15番佐中議員です。反対7票、反対者は3番三宅議員、5番西田議員、6番渡辺議員、7番桑原克之議員、9番西山議員、12番崎本議員、13番前田議員です。以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決をいたします。第31号議案は、議長は否決と裁決いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は追って通知をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 11 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第 3、第 32 号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 32 号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第 32 号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 2 ページをお開きください。あわせて、資料 1 の海田町手数料条例新旧対照表、資料 2 の海田町手数料条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。

先に、資料 2 の海田町手数料条例の一部を改正する条例の概要についてご説明をいたします。今回の改正の要旨でございますけれども、戸籍法の一部改正により、何人でも戸籍謄本等の交付請求ができるという従来の戸籍公開の原則を見直し、戸籍謄本等の請求をすることができる場合を制限することなどの規定の追加がされたことによりまして、海田町手数料条例の交付手数料に係る引用条文の整理を行うものでございます。住民基本台帳法についても、同様に住民票の写し等の交付について一部改正があったため、条例の手数料に係る引用条文の整理を行うものでございます。

次に、2 の戸籍謄本等の交付に係る戸籍法の改正について、条例の手数料に引用する条文のご説明をいたします。まず、第 10 条第 1 項は、何人でも戸籍謄本等の交付請求ができるとする規定が、戸籍に記載されている者等は交付請求することができるとする規定に改正をされております。次に、10 条の 2 第 1 項から 5 項までは、戸籍に記載されている者等以外の者による場合の戸籍謄本の交付の請求について、条文を追加しております。12 条の 2 は、戸籍謄本等の交付請求をする場合の準用規定でございます。次に、120 条第 1 項は、磁気ディスクでもって調製された戸籍、除籍に記録されている事項証明の交付請求についての条文を整理しております。次に、126 条は、統計及び学術研究のための戸籍等に関する情報提供についての条文が追加されております。

2 ページをお願いいたします。続いて、3 の住民票の写し等の交付に係る住民基本台帳法の改正について、条例の手数料に引用する条文のご説明をいたします。まず、第11条第1項は、国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての規定でございます。第11条の2第1項は、個人または法人の申し出による住民基本台帳の閲覧についての規定でございます。次に、第12条の2第1項は、国または地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付請求についての規定でございます。12条の3第1項、第2項は、第1項は本人等以外の者の申し出によるもの、第2項は弁護士等の申し出による住民票の写し等の交付についての条文を追加しております。12条の4第1項は本人等の請求に係る住民票の写し等でございますけれども、他の市町村での交付を請求できることの特例交付の規定でございます。次に、第20条第1項から第4項までは、戸籍の附票の写しの交付について、従来何人でも交付請求することができるとする規定を、それぞれ4項に分けて、その規定に改正をしたものでございます。

続きまして、資料1の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。参考といたしまして、資料2もあわせてご覧いただきたいと思います。今回の改正の内容でございますけれども、別表第1の括弧の事務の欄の引用条文を整理するものでございます。

それではまず、戸籍謄本等の交付手数料に係る改正についてご説明をさせていただきます。まず、2の項でございます。戸籍謄本、抄本、磁気ディスクで調製された戸籍事項の証明等の交付事務につきましては、何人でも戸籍謄本等の請求をすることができるという規定が、第10条第1項は、戸籍に記載されている者等の交付。第10条の2第1項から5項までは、戸籍に記載されている者等以外の者による場合の戸籍謄本等の交付についての条文を整理するものでございます。また、126条は、学術研究のための戸籍等に関する情報提供。120条第1項は、磁気ディスクをもって調製された戸籍等の事項証明書の請求についての条文を整理したものでございます。次に、3の項の戸籍に記載した事項に関する証明書の交付事務につきましては、第10条の2第1項から5項までは、戸籍に記載されている者等以外の者による場合の戸籍謄本等の交付。それと、126条は、学術研究のための情報提供についての条文を整理するものでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。4の項の除籍の謄本・抄本、それと磁気ディスクで調製された除籍の全部・個人事項証明書の交付事務につきまして、12条の2は、除籍の戸籍謄本・抄本等の交付請求する場合の準用規定を追加しておりますけれども、先に説明いたしました2の項の戸籍等の交付事務と同様の条文を追加するものでござい

す。

次に、3ページの5の項の除籍に記載した事項に関する証明書の交付事務につきましては、12条の2の準用規定を追加することによりまして、先に説明をさせていただきました3の項の戸籍の記載の証明書の交付事務と同様の条文の追加をするものでございます。次に、6の項の届出・申請の受理、届出書の書類に記載した事項の証明の交付事務につきましては、126条、学術研究のための情報提供についての条文の追加をするものでございます。

続いて、4ページの住民票の写しなどの交付手数料に係る改正についてご説明をいたします。まず、22の項の住民票の写しの交付事務につきましては、第12条第1項の住民基本台帳に記載されている者の請求のほか、12条の2第1項は、国または地方公共団体の機関による請求、12条の3第1項は、本人等以外の者の申し出、第2項は、弁護士等の申し出による規定の追加をするものでございます。次に、22の2の項の本人等の住民票の写しの交付の特例事務につきましては、他の市町村で交付できる特例交付の規定でございます。次に、23の住民票記載事項証明書の交付事務につきましては、先にご説明いたしました22の項と同様の規定を追加するものでございます。

次に、5ページの24の項の住民基本台帳の閲覧事務につきましては、第11条第1項の国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の閲覧のほか、11条の2第1項の個人及び法人の申し出により閲覧させることができる場合に制限する規定の追加をするものでございます。次に、25の項の戸籍の附票の写しの交付事務につきましては、従来何人でも請求ができるとする規定を改正いたしまして、20条第1項は、戸籍の附票に記載されている者等による請求、第2項につきましては、国または地方公共団体の機関による請求、第3項は、第三者の申し出による交付、第4項は、弁護士等の申し出による交付に制限する規定の追加をするものでございます。

なお、今回の改正によりまして、戸籍謄本など、それと住民票の写しなどの名称、交付手数料の額についての改正はございません。

32号議案をご覧いただきたいと思います。施行期日は平成20年5月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。

○5番（西田）5番、西田です。資料2の戸籍法第10条第1項に関してのところなんです

が、例えば具体的にお聞きいたします。このような住民基本台帳カードというのがございますよね。これを直接窓口を持っていった場合に「等」に入るのかどうか。要するに、その「戸籍に記載されている者等」というふうになっていますよね。本人が直接来て出す場合と依頼されて出す場合、この確認が非常にとりにくいケースが多分窓口に生じると思うんですね。その場合に、どのような形で対応されるのか、お願いいたします。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）住基カードにつきましては、写真があるものにつきましては顔写真と一致しているかどうかということで確認をさせていただきます。そのほかにつきましては、通常はご本人さんの委任状と、代理で来られた方の資格を確認するものを求めて、本人確認または委任を受けているということを再度確認をして交付するようにしております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）もう1度念のために聞いておきますが、写真がない場合に来たときに、本人の確認がとれる証明書を再度提示していただいて交付するというふうに理解してよろしいですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）ご本人であるということが確認できない場合につきましては、再度質問をする、それとご本人さんの免許証等、顔写真が載っているものをもって委任を受けている、代理の者であるということを確認させていただく予定でございます。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。今の個人情報保護の流れからいってもっともだと思うんですけども、もっと早くてもという気がしますけども、なぜ時期的に今なのかというところをまずお聞きします。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）これにつきましては、最近、不正に人の情報を入手するということが、戸籍または住民基本台帳についても、住民票等にもございますので、その流れを受けて、昨年度、5月に国において改正をされたものを今回、国の方から通知がございまして、5月1日から施行するよにということでございます。それで、今回お願いするものでございます。

○議長（原田）三宅議員。



○3番（三宅）3番、三宅です。それで、戸籍に記載されている者、これはわかるんですけども、10条の2のところですね、資料の方ですが。第三者による交付請求、それから2項目の国または地方公共団体の機関がとあります。それから、次の弁護士等による交付請求と、これをもう1度、もう少し詳しく説明していただきたいんですけども。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）10条の2の第1項でございますけれども、第三者による交付請求、これはなかなか事例は少ないと思います、正直言いまして。基本的には第三者、他人が他人の戸籍を請求するということは制限されておりますから難しいんですが、国が説明しております考えられる事例といたしましては、お金を貸している場合に、貸している方が亡くなられた、そういうことが起きた場合に、お金を貸している方がその債権を回収するために、相手方の相続人等を探すために必要な範囲において請求ができると、このような考え方を示しております。

次に、国または地方公共団体の機関が法令に定める事務による交付請求でございますけれども、これは単に国または地方公共団体が請求をするということでは無理でございます。その地方公共団体の機関が条例等、業務としてそういうことができるということをもって初めて戸籍の請求ができるものでございます。単に国、地方公共団体であるから請求できるというものではございません。

それと、弁護士等による交付請求というのは、いわゆる法的に資格をとられた弁護士の方、それと司法書士等の方を含めて、受任を受けた業務の範囲の中で、制限をされますけれども、そういう範囲で請求ができるということで、これも単に弁護士だから請求ができる、司法書士だから請求ができるという趣旨ではございません。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、この3点の請求の場合は、窓口というか、事前にとというか、ちょっと厳しい審査でもするというのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）申請をいただく場合には、交付請求をいただく場合については、まずその交付請求をいただく書面を出していただくということが必要になります。その中には、どういうものに対して必要であるかという理由でございます。それともう1点は、請求される方の資格、要するに弁護士であれば弁護士を証明するという、請求する者の資格を公にさせていただく、この2点が大きな請求の条件になります。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。岡田議員。

○４番（岡田）先ほどの三宅議員の住民基本台帳のことなんですけども、そういう書類がそろっていたら、町として閲覧を拒否するということはできないわけですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）まず書類がそろっているということと、書類の中で疑問があれば、その出された書類に対して質問を、内容を精査することはできますけれども、その中で特に疑問が生じなければ、拒否することは基本的には難しいと考えております。

○議長（原田）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第32号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第４、第33号議案、海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第33号議案、海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について。地区計画等の案の策定については、区域内の土地の所有者等の意見を求める必要があることから、案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）それでは、第33号議案、海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例は、都市計画法第16条第２項に基づいて地区計画等の都市計画決定をする場合、手続き・縦覧の方法等を条例で定めるように規定しているため、提案するものでございます。

お手元の議案書３ページをお願いいたします。地区計画等の案は、事前にその案に係

る区域内の土地所有者等の意見を求めて作成することになるため、地区計画等の原案に係る手続き等について、あらかじめ条例制定をするものでございます。

次に、条例の内容についてでございますが、第1条の趣旨につきましては、都市計画法第16条第2項の規定に基づきまして、地区計画等の原案の内容の提示方法及び原案に対する権利者の意見の提出方法を定めることを目的としております。次に、第2条の地区計画等の原案の提示方法につきましては、第1号、地区計画原案の種類、名称、位置及び区域、第2号、縦覧場所に掲げる事項を公告し、地区計画等の原案を2週間、公衆の縦覧に供しなければならないこととしております。次に、第3条の説明会の開催等では、町長が必要と認めたときは、説明会の開催、広報紙への掲載等、必要な措置を講じるものとするものでございます。次に、第4条の地区計画等の原案に対する意見の提出方法でございますが、権利者が意見を提出しようとする場合は、縦覧開始の日から3週間の間に意見書を町長に提出するものでございます。第5条は委任規定でございます、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、この手続条例は、町内のいずれの地域においても地区計画等を策定する場合に適用されるものであり、現在進めている窪町の地区計画のみを対象にしたものではございません。

以上、簡単でございますが、条例案について説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。ちょっと町長にお伺いいたします。この説明の中で、この前の説明の中でもありましたが、この計画案と庁舎移転問題とは切り離して考えてくれという説明趣旨がありましたが、町長のお考えは、この前、庁舎移転の分で住民アンケートがありましたね。町長は前から申し上げられておりましたが、町民の意見と、民意ですよね、議会のあれを尊重してやると言われましたが、それに間違いございませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）そのとおりでございます。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。桑原議員。

○7番（桑原）20年2月14日に開催された建設委員会の意向を受けて、各議員は、海田市

駅南口まちづくり計画の状況報告についてという資料により行政側から説明を受けたわけです。私も、今年の2月28日だったですか、建設部の方3人から説明を受けました。その資料の中で、色刷りのこれが入っているわけですよ。皆さんに配られたんだと思うんです。その資料の中に、事業計画変更に当たっての重要事項というのがあるわけです。その中の文章、下から13行目ぐらいからですね。「結論としては、3月議会に地区計画等
手続条例を制定しなければ順次スケジュールがおくれることになり、平成20年度以降の
国庫補助事業の継続ができなくなります」と言っているわけです。書いてあるんです、
これ。そういうふうに記載されて、説明も受けたわけですよ。ところが、その後の20年
の3月議会で、同条例案は議会に上程されていないでしょう。おかしいんじゃないです
か。各議員にこういうことで、これがないとだめよと言っているわけですよ。それで、
このことが、19年の12月議会でこの条例は否決されたんですよ。否決された上に3月の
これに間に合わなかったらもうだめだよと言っていて、それを否決されたこともあって、
町は国庫補助事業の継続執行を放棄したんじゃないかと思われても仕方がないんじゃない
ですか。臨時議会ですよ、これ。一たん否決されて、3月に上げないとだめよといっ
て説明を各議員にして、そうしておいて臨時議会に黙って説明もなしに出すというのは
どういうことですか。その疑問があるから質問します。どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）確かに、今お配りしております資料によりますと3月になっておりま
す。そういうことで、議員の皆様にご説明は申し上げました。しかしながら、これと同
時並行で庁舎移転の問題で、住民アンケートの答えが4月の中旬にずれ込むということ
がございました。そういうことで、でき得れば議会の方でも、アンケートの結果がほぼ
見えた段階でそういう提案をされてはどうかというお声もございました。それで、3月
当初、3月にそういう提案をしまして、可決いただいて、当初の計画は6月に都市計画
法上の全体説明会、11月に県の都市計画審議会にお諮りして変更なしでいくというスケ
ジュールで考えておりました。4月でどうかということがございましたので、県の方と
も協議を重ねまして、町の方が11月の県の都市計画審議会に諮れるのであれば、それは
より条例の可決の可能性が多い。皆さんにご同意いただけるような格好で進めてはどうか
ということがございましたので、確かに3月がこの本日ということではございますが、
しまいの都市計画審議会並びに都市計画法による6月の説明会というスケジュールは崩
れておりません。そういうことで、20年度の国の補助事業も執行できるということで、

本日ご提案を申し上げておるというものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○7番（桑原）そういうことは、もう12月議会で否決されたときにいろいろ議論したことなんですよ、もう。否決されたんですよ。今おっしゃったことは、12月議会で言っていることそのままじゃないですか。だから言っているわけですよ。この条例を出すまでの東地区、西地区というのは、町長が勝手に、17年の2月17日の新聞情報だけしかないんですよ。議会とか住民にはあんまりコンセンサスが欠如しているでしょう、全く説明がないから。そうじゃないですか。それが、この条例を通すことによって抱き込まれるわけですよ、議会も。そうでしょう。私はそこが一番危険だと思っているんです。

それと、もう一つは、今いみじくもおっしゃったように、アンケートをとってから何とかって、今、崎本議員が質問なさったように、庁舎移転とは全く関係ないよというのに、アンケートをとってからどうだのこうだのというのはおかしいじゃないですか。関係しているじゃないですか。全く関係ないとは言えないでしょう。そういう点からいって、そんなら、庁舎移転の立地条件が決まったところ、庁舎の位置が決まった時点でこれを出すのならまだ話はわかりますよ。利用されるおそれがあるんじゃないかというように思うわけですよ。だから、私が考えるのは、アンケートの結果について、3分の2か何かの議決をしてどこどこに決まったと。決まった時点以降にこれを諮ればいいんじゃないですかということなんです。それでも間に合うでしょう。だって、3月に出すべきなのに出不ないんだから、時期がどうだのこうだのって、やる気があるんかどうかという気になるわけですよ。一たん12月に否決されて、3月にはやらないと困るんだといって上程もしないで、本当にやる気があるんですか。おかしいじゃないですか。それこそ理屈ばかり言っているわけですよ。その辺、もう1度回答願います。

○議長（原田）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）質疑にお答えいたします。まず、2月の建設産業委員会で一通りの資料を説明する中で、確かに庁舎の移転のアンケートのことにつきましては、4月の中旬ぐらいには大体の位置の方向性が見えてくるという中で、それ以降に条例を、庁舎の移転の問題と、今のこの地区計画の条例は全然別問題という中で、それ以降に提出したらどうかというふうな、委員会の方でご意見がございまして、そこから県と協議する中で今回の臨時議会に諮ったものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○ 7 番（桑原）何か歯切れが悪くて、何を言っているのかわかりませんわ、本当ね。いや、本当にそうでしょう。私が言っていることは、何回言ってもしょうがないんですけど、1 度否決されたんですよ、議論して。今おっしゃっていることは、みんな12月の議会で議論を闘わせて、もう否決されたんですよ。それで、3月の議会の前に建設委員会の委員長から各議員にこの趣旨のことを説明して了解を得ておいてくれということだったものだから私も受けましたよ。ちゃんとこれ、文書ももらっているじゃないですか。言ったことについて、どういう責任を感じてやっているんですか。議案を上程すること自体がおかしいんじゃないかということもあるわけですよ。3月の定例議会に上げればいいことを上げないで、片方で3月議会に間に合わないともうだめよと言っているんでしょう、はっきり。それをまた知らんふりして町長から議案として臨時議会に上げるというのは、本当におかしいんじゃないですか。議会を愚弄していますよ、これ。だから言っているんですよ、やかましく。何と心得ているんですか、議案を。言い訳じゃないんですよ、これ。議会主義なんだからね、今。もう1度お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）3月の議会との関係、それと地区計画におけますこの手続条例と庁舎移転の問題、これははっきり申しまして、全く関係のないことでございます。ただ、関係のないことではありますが、これがこの計画変更のための条例でございますので、計画変更がなされて、近い将来、当然区画整理と地区計画が実施されます。その区画整理の中での事業の執行という中で、やはりいろいろと庁舎移転、そういうものとリンクをしてしまう。結果的にはそこへ持っていくんだらうというご意見もございます。そういう中で3月、おっしゃられたとおり、予定、スケジュールをお示ししました。しかしながら、議会と執行部の協調の関係の中で、やはり可決いただける可能性の高い、ご理解のいただきやすいこの時期に提案を申し上げたと。変更して、それじゃできるんかということでございますが、これにつきましては先ほども申しましたように、リミットといいますか、最後の事務手続きが11月に県の都市計画審議会で可決をいただくということで終わる予定で進めておりますので、確かに3月から既に1カ月以上たっておりますが、何とかそこに間に合わせて、20年度の補助事業の執行をするということは、区画整理、地区計画、いずれの事業も継続事業として執行ができるということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○ 1 3 番（前田）13番、前田ですが、今、似たようなことでなっとるわけですよ。これ

も以前何回か出たり引っ込んだり、議事日程に上げながら審議せずに引っ込んだり。したら、また出てきたかと思ったら二転三転して、前回否決されたというのは、今出ておるとおりですね。なぜそれがそれだけ必要なのかと、まずここがわからんわけですね。今、部長の説明では、窪町の再開発と県の都市計画審議会との時間的な兼ね合いでぜひやらないといかんのだと言われるのなら、なおさら先ほども出ておる3月になぜ上げなかったのかということになるわけですね。

それで、一番私がおかしいなと思うのは、まちづくりというか、再開発の検討を見直す、要するに検討し直すと、こういうことなわけよね。まず、東部地区については住居地域、しかも一種で当初計画されておるんですね、一種住居地域。そこへまず町長の、私の強い希望だということで庁舎を持っていこうと、そういうことで変更して、今回の都市計画決定、いわゆる通称窪町と言われる窪地の部分が建築の後退線で再開発するんだ。これは再開発でも何でもないんだよね、後退線なら。ごくごく当たり前のこと。何十年かかってできるのかできんのか。そういうふうに見直す、事業認可までおりておるものを後退、これこそ後退ですよ、後退で見直すなんていうのはね。それで、一方では庁舎の建設と東部地区を事業変更することと何のかかわりもないと、こういう説明なんですね。おかしいじゃないですか。一種低層住宅であるところへ庁舎を建てようということになれば、当然都市計画変更せにゃならんわけです。近隣商業に持っていくのか、格段にというか特段に広い土地ならば、住居地域であったとしても20メートルぐらいなら建つと、こういう建築基準法の制限。そこらの説明が全くちぐはぐで説明が通っていないんです。

だから、これをもう1回、2つに絞って言いますが、否決されたものがなぜ、同じものが出ておるといことで、いわゆる再議にかけるといような話になると、地方自治法176条、特別の理由があるというか、そういう理由をつけて出しなさいと、こういうことになっておるわけですね。否決されたものをもう1回出して、理由が出ていないんですね。今言いました、一方ではそういう地区の見直しをするんだと。一種住居のところどこやらで役場を建てたいとか庁舎を建てたいとかですね。片方は後退線で再開発する。ともに、私どもが一般的にぱっと考えたとき、ずれがあるんです。とにかく無理やり県の何かの都市計画審議会に間に合わせるために、それは何かと言うたら庁舎建設と、こういうふうに結びつくわけです。盛んに、課長の提案説明ですら、決して窪町地区のみを対象としたものではございませんということをなぜ強調する必要があるのか。ここ

らに何かやましいことがあるからそこを強調せにゃならんのではないか。この辺がわからない。特にこういう２点、強いて言うならば、窪町地区を対象にしたものではないという、そういうつけ加えだよね。じゃ、何を意図しとるのか、３つほど答えてもらいたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）まず、この手続条例、どうして何回も上程して必要なかと申しますと、5.8ヘクタールの区画整理事業、これを継続事業において2ヘクに縮小して、あと残った3.幾がしかのいわゆる西地区を区画整理区域から外すという変更を今なそうとしております。区画整理区域から外れた西地区のものは、外れてはおりますが、計画変更しない限り建築制限というものはとれない。ですから、区画整理の代わりに何がしか手法の違う事業でここにも駅前にもふさわしいまちづくりの計画を立てないといかんということで、地区計画というものを計画いたして地区の権利者の方々にお示しをしました。これは原案でございます。その原案を、いわゆる都市計画法上の手続きに乗せるためには、地区計画というものが住民の皆様のお声を聞いて、意見を聞いて事業を進めていくものでございますので、当然都市計画法上でこの手続条例を設置しなさいと、必須要件がございます。そのために、この条例を制定しなければ地区計画というものは進まない。ひいては、駅南口のまちづくりは進んでこないということになってこようと思います。そういうことで、この条例を是が非でも可決いただきたいということでございます。

それと、町内どこの地区においても、地区計画を定める場合には、この手続条例が必要でございます。そういうことで、最後に窪町地区のこの地区計画だけのものではございませんというような注釈をつけさせていただいたものでございます。

それと、西地区は建築後退で事業を進めて東地区はというご質疑がございましたけど、これにつきましては、東地区につきましては、確かに区域は縮小いたしましたけど、区画整理事業をやっていくことにいささかの変わりもございません。区画整理事業というのは、いわゆる地面、面整備で地上の整備でございます。今問題になっておりますのは庁舎問題でございますが、これはその面整備、地上の整備が終わった後の問題でございます。そういうことで、区画整理を進めてまいりたいということで、西地区につきましては、建築後退による事業の執行ではございませんで、いわゆる中店窪町線、それとそれに代わる代替道路、それと中央を走っております町道14号線、これは要するに直買、買収を行いまして、道路を拡げて、その地区に足りない地区施設、公園もございまして、そ

ういうものを進めていく中で、いわゆる生活道路で4メートルあれば済むというところが建築後退線をお願いをしておるということでございまして、必要な部分については町が用地買収を行いまして、移転補償も行いまして、通常の街路と同じような方法で推進していくということで、西地区、東地区双方が駅前にあふさわしいまちづくりになっていくというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ようわからんのですが、わかりやすく言うと、西地区の再開発はやめますよと。あとは、都市計画法とか建築基準法に基づいて後退線で開発をしていくんだと。開発していくというのは、わかりやすく言うたら、道路、建築の用地は4メートル以上の幅員の道路に2メートル以上接すればいいと、こういうことのものやっていく。だから、新しく家を建替える人、あなた、ちょっと道路が狭いので、道路の中心線から2メートル下がってくださいと。実際問題、今までそういうことをやってきた、それは何回もこれも言うてきとるんですがね。後退線で確かに建築確認はもらった。家が建て終わったら、そのところにブロックを積んで花壇をつくつとると、こういうことなんですね。何の意味もない。だから、これもずっと言うてきた、窪町、雨が降って傘さしたらすれ違いができないんですよ。緊急の場合に消防車が入れない。そこにこれをやめるというのは、先ほども言いましたけど、後退線でやるなんていうのは何十年かかってできるかできないか。だから、結論から言えば、再開発、事業認可までおりておりながらやめますよと、今度はこういうことなんやな。

それで、東地区についてはなぜか出てこんのじゃが、用途地域を何にするかというのでも出てこん。もともと一種住居地域であったものを町長の意向で役場、庁舎を建設しますというだけであって、今度はいわゆる建築基準法で言う用途地域の何地区に指定するのか、これの説明が過去ずっと出てこないんだよね。その理由が聞きたいと。

それから、これも何回も過去に言うてる、前回のときも質問の中で言うたかと思うけども、なぜか知らんが、反対者の声だけを吸い込んでとか、取り入れて、地区の皆さんが反対だからしょうがないから再開発はできないんだと。反対者のところではできるわけがないじゃろうものが、個別に戸をたたいてみなさいやと私、言ったじゃないですか。反対に署名しておりながら、実は再開発をやってほしいんだという人も何名もあるはずなんだと。だから、実際に全員がとか、8割か少なくとも7割か、あるいは6割かそこの人が反対じゃと言うのか、個別に玄関の戸をたたいてみたら、6割の人

が賛成じゃったというなら、これは当然ですよ、再開発をやるべきなんですよ。ましてや8割の人が賛成じゃと言うなら、私、これも何回か委員会で言うところなんですが、今日は本会議で言います。伝家の宝刀、刀を抜きなさいということを言うところですよ。そこまでやらないとまちづくりはできませんよ。何か知らんけど、庁舎を持って行って、土曜、日曜、3連休、4連休、5時になったら海田の役場は真っ暗で猫の子も通らない、そんなまちづくりに力を入れてどうするんだ。これも言うてきたんですよ、何回も。再度再考しようというところはさらさらない。

まちづくりをやって、長期的に将来にわたってずっと税収を得るようなことをするのなら、商用地が最高なんですよ。坂のようにやってくれというのは何回も、いろんな声が出てきた。何か知らんけど、その昔サティ、ニチイかなんかという名前で出てきて、今はどうなんですか。まったく閑古鳥といってもいいぐらい。昨日なんか、私たまたま倉橋の方へちょっと用事があって行ったんです。31号線、坂までは走れない。すごいです。帰りはもちろん今度は戻れない。それぐらいのまちづくりを町長はやるべきなんです。それを後退線でまちづくりをやりますとか、住居地域を何か知らんが、庁舎を持っていくために用途地域の指定のない、ついでに聞いておきます。用途地域は何で考えとるのか。過去、ずっとこうやって東部地区をどうこうしますというが、用途地区は出てこないんですね。だから、4つぐらいになるんですが、将来にわたって税収の見込める施設の誘致とか、そういう施設を考えていくべきじゃないのか。後退線でやって、たまたま家が古いから建替えます。固定資産税、それなりのは入るのかもわからんけどそうじゃない。やっぱり商業地域にして、5階建て、6階建て、建ててもろうて、今1個ビルはありますけど、そういうようなのをどんどんやっていくべきなんですよ。6メートル道路で計画されとるのをやればいい。なぜそこへ行かないのか。だから、さっき言いました。個別に賛成の家の、なぜ戸をたたいてみないのか。たたいてみたならどれだけあるのか。これは2つになりますよ。なぜ戸をたたかないのか、たたいてみたのならどれだけあるのかね。実際の本当の署名で出てくる反対者、この間も、どうやら29名か30名か制限を外してくれということだが、それはごく一部の人であろうとは思いますが、住んでおられる人と地権者とは考えが違ούνじゃなかろうかと思う。これについてどのように認識しとるかということで、4つ、5つ言いましたよね。答弁願います。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）それでは、順序立ててご説明申し上げます。西地区の整備方法でござ

いますが、先ほどもご説明申し上げましたように、この地区は建築後退線による後退のみの事業ではございません。要するに、西地区に足らない、必要である地区施設、例えば道路、それとか公園、道路は6メートルと8メートルを今計画しております。それと、県道へアクセスできるような道路も一応6メートルで計画をしております。そういうことで、準幹線的な道路をその地区に計画いたしまして、いわゆる消防車も通らないような生活環境の改善、そういうものを町が用地買収、直買によりまして事業を進めてまいります。

それで、今議員が申された後退線の部分につきましては、家と家の間の道路、いわゆる生活道路につきましては、これはもうある程度道路網ができておりますので、そういう道については後退線で長い年月をかけてお願いしようというものでございます。

次に、東地区用途変更についてでございますが、現在この地区は一種住居地域でなくて、現在でも近隣商業地域でございます。そういうことで、この地区を駅周辺にふさわしいものにしていくということで、現在でも十数階のものは建つであろうということでございますが、将来に向けてより高度利用、より活性化を目指していろいろな、もっと高度利用をしようとした商業地域なんかもございますが、これらも、今県が東部都市圏域でそういうマスタープランの変更をやっております。そういう中で、どういうふうに考えていくか。当然、これにつきましては北口も含んだ中で将来的に考えていく問題であろうと。現在でも近隣商業地域でございます。

次に、5.8ヘクタールの区画整理事業、何で途中でストップして変更したのかということでございますが、理論的に申しますと、議員がご指摘のように、この地区を高度利用いたしまして活性化するというものがそもそもの町の考えでございました。しかしながら、地勢的なもの、例えばあの地域が他の地域に比べてくぼんでおることによりまして、いわゆる区画整理でいいますと、現位置での換地が基本でございますが、よそに、これは飛び換地というんですが、よその地域に住居を移さなくてはならないということ。それと、県道に面した商業を営んでおられる方と住んでおられる方、それらの認識がばらばらであったということがございます。確かに賛成されておられる方もおられます。しかしながら、その住居系の皆様のご同意を得られないと、あそこがもう全部埋め立てる計画になっておりますので、この住居系の皆様の理解がどうしても得られなかったということで、今回の変更を町長が決断したものでございます。

(発言する者あり)

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）済みません。追加で答弁させていただきます。要するに、全体説明もできないような状況の中で、一切お話を聞いていただけないことが何年も何年も続きました。確かに町におきまして、その進め方に多少問題があったのかなという部分もございします。個別で個々にお問い合わせしたり、お話を聞いていただくのもかなりやりましたけど、全体の説明がご同意願えないという状況でございますので、このような変更案を決断したということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。それで、いただいている2月にもらっているフローから見ましたら、意見書の提出、4月8日から28、原案の縦覧が4月8日の21、これはもう過ぎておりまして、6月2日から6日までが限界、期限となるということで、たちまち終わります、6月までのこの手続きが過密というか、かなり急いだことになると思うんですが、大丈夫なのかどうか、そこをちょっと確認しておきます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）先ほど前田議員に申し上げましたように、その予定を、努力いたしまして変えるつもりはございません。大丈夫でございます。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第33号議案について採決を行います。この採決は起立により行います。お諮りいたします。

第33号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。第33号議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）この際、議長よりお諮りいたします。福祉厚生委員会の所管事務調査結果報告の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。したがって、福祉厚生委員会の所管事務調査結果報告の件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第１として審議することに決定いたしました。

福祉厚生委員会所管事務調査報告書を配付いたします。

（福祉厚生委員会所管事務調査報告書を配付）

○議長（原田）追加日程第１、福祉厚生委員会の所管事務調査結果報告の件を議題といたします。福祉厚生委員会委員長の発言を許します。多田委員長。

○福祉厚生委員会委員長（多田）福祉厚生委員会委員長の多田でございます。所管事務調査の報告をいたします。本委員会は、平成20年４月24日に委員会を開催し、なかよし実習所について、その沿革及び移転計画の概要に関し町職員の出席を求め、説明を受けました。

調査の概要について申し上げます。海田なかよし実習所は、現在、海田町南本町地内の町有地への移転を計画しており、町としては、当該町有地を海田なかよし実習所に無償で貸し付ける方向で検討をしています。また、当該町有地は南本町公園に隣接していることから、海田なかよし実習所が建設されることになると公園と当該町有地を仕切るフェンスの設置等の整備が必要となるため、これについての予算の措置が予定されるものであります。なお、参考資料として、福祉厚生委員会における説明資料の写しを添付しておりますのでご参照ください。

なお、補足しておきますが、この添付資料の一番最後にスケジュール表が添付されておりますが、これはなかよし実習所から建設計画として町の方に提出されたものでございます。町内部・議会との調整が必要なため、協議が必要なために、現在ではこれはストップをしておる状態でございます。以上で福祉厚生委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。崎本議員。

○１２番（崎本）ちょっとお願いとあれと両方でございますが、この福祉厚生委員会を開催されるに当たって、この資料がありましたね、海田町福祉保健部福祉課に。これは、これから写して提出されたものか。それが１点。

あと私、中にちょっと私も勉強してみたい、聞いてみたいことがありますので、議長に全員協議会でちょっと説明を、全員協議会を開催していただきたいと思いますが、い

かがでしょうか。

○議長（原田）委員長の方から答弁を。多田委員長。

○福祉厚生委員会委員長（多田）この資料につきましては、福祉厚生委員会に出されたものと同じでございます。

○議長（原田）今の全員協議会の件でございますが、議運の方にまたお諮りさせていただいて、開く方向で調整をしてみたいと思います。

○12番（崎本）はい、ありがとうございました。

○議長（原田）ほかに。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。経緯を見させていただきますと、今年の2月にもう建設計画、工事工程表を行政の方に出していらっしゃいます。また、そのときに町としては内部の調整が必要であり、一方的なスケジュール設定は難しいと。建築後の移転計画もあわせて示してほしいとの要請をしたと。2月28日に、またなかよし実習所の方が来庁されて、設計図、移転計画を持参、現計画において11月中に移転完了というのを行政に提出されておりますが、それから福祉厚生委員会がこれを審議されたのが4月24日です。この移転計画は、大変私は議会にとっても重たいことと思っておりますが、2月から4月まで、行政は議会に対して、私は全協がまずふさわしいと思ったんですが、所管の福祉厚生委員会になぜもっと早く上げてはこられなかったのでしょうか。それで、上げてこられなかったということを委員長は、この委員会を開催されたときに、どなたか委員から発言がありましたでしょうか。

○議長（原田）多田委員長。

○福祉厚生委員会委員長（多田）この件につきましては、どなたの発言もございませんでした。

○議長（原田）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。福祉厚生委員会の所管事務調査結果報告の件については、これをもって終結いたします。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成20年第2回海田町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

午前 1 1 時 4 0 分 閉会